

しんりんくみあいだより

VOL. 30

2018年8月号



巨木シリーズ：白山比咩神社 老スギ



ごあいさつ

代表理事組合長 田中 隆平

去る6月9日こまつドームにて総代会が開催され、全議案が承認可決されたことをまずご報告させて頂きます。

当日は議案審議の前に日頃より事業の推進と取りまとめに尽力頂きました2団体、3名の方々に感謝状をお贈り致しました。

さて、28年度事業では残念ながら赤字決算となり、皆様に多大なご心配をお掛け致しました。

29年度事業におきましては、前年度の取組みを精査し、収支の改善を役職員一丸となって取り組んで参りました。おかげさまで何とか1500万円あまりの利益剰余を計上することができました。

剰余金の中から出資配当の継続と、作業道補修積立金及び施設修繕積立金の積立が総代会で承認され、今般、配当のご案内も合わせてさせていただきました。

県・市はじめ関係諸団体、そして組合事業にお力添え頂いた組合員の皆様、作業に携わった方々に感謝申し上げます。

今年度以降では、成熟期を迎えた管内の森林について主伐皆伐・再造林を提案・実施して参ります上で、今年国会でも承認されました国版の森林環境税、県が取り組まれた林野庁の成長産業化推進事業、県森連で取り組まれた農林中金の森林基金事業等の助成事業に管内四市さんと連携して積極的に挑戦して参りたいと考えています。

10年に一度あるか無いかの追い風を実感しております。この追い風を的確に捉えて組合員さんの所有林で循環型の林業が成り立ち、山からの収入・所得に結びつく取組みを進めて参りますので、引き続きご協力とご支援をお願い申し上げます。

主伐・再造林に関するアンケート結果について

かが森林組合の皆様には日頃より大変お世話になっております。

昨年は皆伐・再造林の一貫作業を推進するための地区説明会を森林組合の協力を得て、金剛寺地区、西俣地区で実施しました。

また、その後の地区座談会では、**主伐・再造林に関するアンケート**を実施させていただきました。

そこで、この紙面をお借りして結果報告をいたします。

アンケートは、昨年12月の金剛寺地区から3月の白山市の地区座談会まで計12回行い、684人（南加賀管内549人、石川管内135人）という多くの方々からの回答をいただきました。



(南加賀農林総合事務所森林部)

設問1 所有している全ての森林の合計面積について教えて下さい。

- | | |
|---------------|-----|
| ①森林面積 () ha | 24% |
| ②面積はわからない | 72% |
| ③所有しているかわからない | 4% |

→ 問13へ

設問2 所有している森林はどこにありますか。

- ①()

記載例 金沢市、津幡町

設問3 所有している森林の境界は知っていますか。

- | | |
|----------------|-----|
| ①所有森林全ての境界を把握 | 22% |
| ②所有森林の一部の境界を把握 | 33% |
| ③大まかな範囲は知っている | 34% |
| ④知らない | 11% |
| ⑤その他 () | |

設問4 所有している森林を管理する後継者はいますか。

- | | |
|----------------|-----|
| ①既に子供が後継者である | 16% |
| ②将来の後継者は決まっている | 30% |
| ③後継者はまだ決まっていない | 34% |
| ④後継者はいない | 20% |

設問5 今後、所有している森林の伐採を行う予定はありますか。

- ①ある 29% → 設問6へ
 □②ない 71% → 設問9へ

設問6 所有している森林の伐採はだれが行う予定ですか。

- | | |
|---------------|-----|
| ①自分または家族が行う | 7% |
| ②森林組合にお願いする | 81% |
| ③森林組合以外にお願いする | 8% |
| ④その他 () | 5% |

設問7 所有している森林の伐採後の再造林はどうしますか。

- | | |
|----------------|-----|
| ①自分で再造林する | 9% |
| ②森林組合や業者にお願いする | 60% |
| ③再造林せずに自然にまかせる | 26% |

→ 設問10へ

その概要は次のとおりです。

・回答された方のほとんどが60歳以上で、境界がわかっている方が多かったが、世代が変わる前に境界確認を提案することが必要と考えている。

・伐採・再造林は森林組合にお願いしたいという方が多い。

・伐採後の植栽樹種はスギが多いが、ヒノキを植えたいという方も約3割いた。

・伐採しないという方の理由としては、伐採収入とその後の管理に不安があると答える方が多い。

・森林組合に対しては、境界確認や今後の管理に不安を持っている方が多く、管理を組合に任せたいと思っている。

・6割を超す方が、伐採収入から再造林経費を引いても50万円程度の収入があれば皆伐してもよいと答えている。

このような結果が出たことを踏まえまして、**今後も引き続き地区説明会を開催して、皆伐・再造林を進めていきたい**と考えております。

かが森林組合におかれましては、森林施業プランナーが中心となり森林所有者さんと採算性を検討しながら、皆伐施業にも積極的に取り組んでいただくことを期待しております。

(参考) 主伐・再造林に関するアンケート

一番多い回答を赤字で表示

設問8 再造林にはどのような樹種をお考えですか。 (複数回答可)

- | | | |
|---------|----------|--------|
| ①スギ 42% | ②ヒノキ 31% | ③アテ 8% |
|---------|----------|--------|

- | | |
|----------|----------|
| ④カラマツ 0% | ⑤広葉樹 15% |
|----------|----------|

- | | |
|----------|----|
| ⑥その他 () | 5% |
|----------|----|

→ 設問10へ

設問9 所有している森林の伐採をしない理由を教えてください。

(複数回答可)

- | | |
|---------------|-----|
| ①伐採収入がわからないから | 13% |
|---------------|-----|

- | | |
|-----------------|-----|
| ②伐採による収入が少ないとから | 20% |
|-----------------|-----|

- | | |
|---------------|----|
| ③自分の山がわからないから | 9% |
|---------------|----|

- | | |
|----------------|----|
| ④売払や寄付を考えているから | 2% |
|----------------|----|

- | | |
|----------------|-----|
| ⑤主伐後の管理がわざらわしい | 21% |
|----------------|-----|

- | | |
|----------------|-----|
| ⑥どう進めるかわからないから | 15% |
|----------------|-----|

- | | |
|---------------|-----|
| ⑦財産として残しておきたい | 17% |
|---------------|-----|

- | | |
|------|----|
| ⑧その他 | 3% |
|------|----|

設問10 所有森林の伐採時や伐採後に森林組合等に行って欲しいことは何ですか。 (複数回答可)

- | | |
|--------------|-----|
| ①伐採前に所有森林の買取 | 13% |
|--------------|-----|

- | | |
|-------------|-----|
| ②森林の境界の確認作業 | 30% |
|-------------|-----|

- | | |
|---------------|-----|
| ③伐採後の管理について相談 | 19% |
|---------------|-----|

- | | |
|----------------|-----|
| ④伐採後の管理を行ってほしい | 25% |
|----------------|-----|

- | | |
|----------------|-----|
| ⑤森林組合等に管理の契約する | 12% |
|----------------|-----|

- | | |
|------|----|
| ⑥その他 | 1% |
|------|----|

設問11 所有森林の「伐採、伐採後の再造林、その後の保育管理」を森林組合等に任せたとして、伐採収入から「伐採等にかかる費用や再造林、保育管理にかかる費用」を差し引いても、50万円/ha程度の収入が見込まれるとしたら、森林の伐採を行いますか。

- | | |
|---------|---------|
| ①はい 62% | → 設問13へ |
|---------|---------|

- | | |
|----------|---------|
| ②いいえ 38% | → 設問12へ |
|----------|---------|

設問12 設問11と同じ内容で100万円/ha程度の収入が見込まれるとしたら、森林の伐採を行いますか。

- | | |
|---------|--|
| ①はい 59% | |
|---------|--|

- | | |
|----------|--|
| ②いいえ 41% | |
|----------|--|

設問13 所有森林の伐採を行う上の問題点や意見などがありましたらお聞かせください。

これからの森林・林業行政の展開と森林組合の取り組み ～新たな森林管理システムと国森林環境税の紹介～（専務理事 片山健二）

1. はじめに

今、国では森林・林業行政が大きく変わろうとしています。

去る5月17日に、日本の将来の経済成長に資する分野において、成長戦略と構造改革の加速化を図る司令塔となる未来投資会議（安倍総理が議長）において、林業の成長産業化が議題の一つになりました。

長野県の北信州森林組合が森林データのデジタル化や今流行のドローンを使ったレーザー測量による森林資源の解析など、林業スマート化の取り組みを紹介し、斎藤農林水産大臣が今、林野庁が総力をあげて推進している林業・木材産業の成長産業化に向けた改革について説明をしました。

その説明を聞かれた安倍総理からは、「我が国が誇る豊かな森林資源も、ドローンなど最先端技術を活用して生産性を高めれば、地域経済活性の大きな切り札になるとを考えている。そのためにも大規模化を大胆に進めていくことが必要である。生産性の高い林業経営体の育成に向け、今国会に森林経営管理法案を提出したところである。農林水産大臣は法制度の整備に向けて取り組んでほしい。」と指示が出されたところです。

このように林業のことがAIや先端医療などと並んで未来投資会議に取り上げられたことはこれまでにはなく、政府も林業・木材産業の成長産業化に大きな期待をかけていることが伺えます。

2. 新たな森林管理システム創設の背景

さて、管内の森林・林業の状況を見ると、戦後や高度経済成長期に植栽したスギなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えています。しかし、多くの森林所有者は木材価格の低迷に加え、小規模・分散的な山林所有のため効率的な林業経営が難しく近年では、所有山林の境界さえ分からなくなってくるなど、木を伐って有効に活用しようにも現実問題として、できないといったことになっています。

一方で、森林組合や民間の林業事業体は、安定的で効率的な林業経営を行うために経営規模を拡大したいとの思いがあるものの、「事業地の確保が難しい」、「路網が未整備」、「林業機械の導入に躊躇せざるを得ない」などの現状にあります。

このような森林所有者と林業事業体とのミスマッチを解消するために所有者の方から森林組合や林業事業体に所有山林を預け、林業経営を行ってもらうのが「新たな森林管理システム」です。

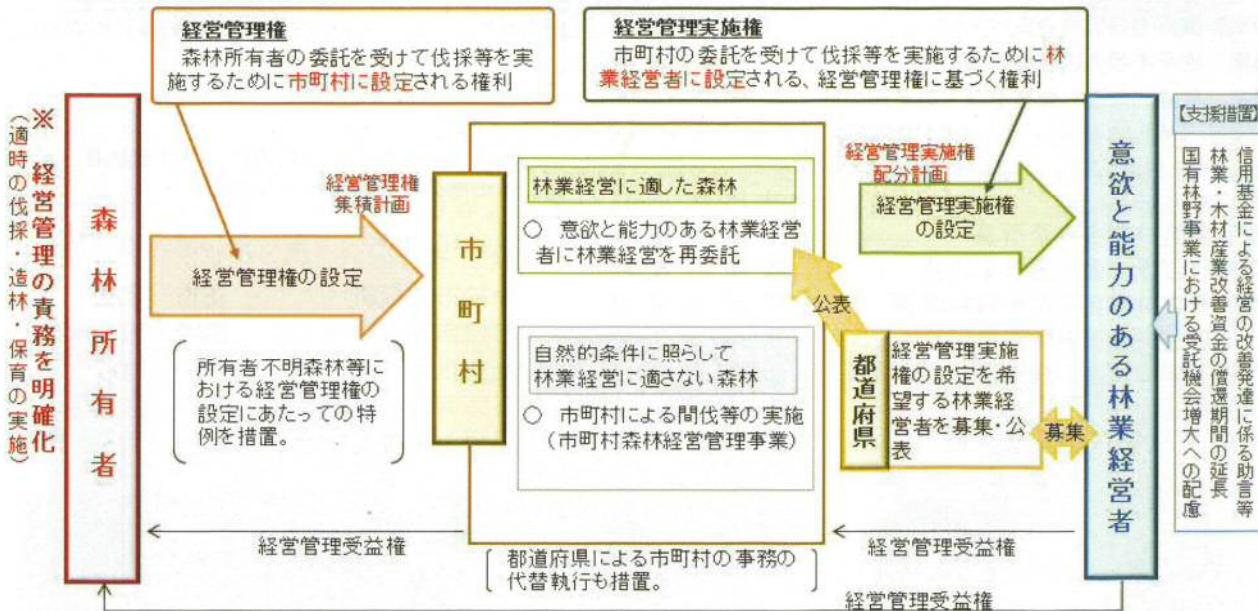
3. 新たな森林管理システムの創設と概要

この「新たな森林管理システム」を法的にバックアップするのが、今国会で成立した「森林経営管理法案」です。

森林経営管理法の大まかな内容は、林野庁のホームページによると

- ①森林所有者に適切な経営管理を促すため、その責務を明確化するとともに、
- ②森林所有者自らが経営管理を行うことができない場合に、市町村が経営管理を行うために必要な権利を森林所有者から取得した上で、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に委ねることとし、
- ③林業経営に適さない森林や意欲と能力のある林業経営者に委ねるまでの森林においては、市町村が自ら経営管理を行う
- ④あわせて、所有者不明森林等については、市町村による探索や公告、都道府県知事による裁定など一定の手続きを経ることにより、森林所有者から市町村に経営管理を行なう権利を設定できる特例を措置するというものです。

森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の概要



簡単にいって、森林所有者は自ら所有する山林について、適切に管理・経営をしなければならないと法律で義務づけ、それができない所有者は市町村に経営管理をする権利を委ねなさい。これにより地域の森林の経営管理権が集積された市町村は、林業経営に適すると判断される森林については意欲と能力のある林業経営者に一体的に森林の経営を委ねるか、若しくはそれができない場合は市町村自らが適切な林業経営、管理を行うというもので、この法律は今国会での審議を経て、平成31年4月1日から施行されることとなっています。

（次ページに続く）

4. 森林環境税・森林環境譲与税（仮称）の活用

平成30年度の税制改正大綱において、森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）が創設されることになりました。森林環境税の課税は平成36年度から、森林環境譲与税の市町村等への譲与は、平成31年度から開始されることに決まりました。

課税額は一人当たり年間1,000円で個人住民税の均等割りの超過課税として徴収し、総額は約600億円の税収となる見込みです。森林環境譲与税は、市町村が地域の実情に応じて森林・林業に関する費用にあてるとされており、所有者への意向調査や境界の明確化、市町村が行う間伐等の森林整備や森林管理等、新たな森林管理システムを運用するのに必要な財源が確保されることになります。

5. かが森林組合の取り組み

この新たな森林管理システムを円滑に運用するためには、事業主体となる市への経営管理権の集積が必要で森林所有者の同意を得るための所有者への説明・合意形成が不可欠です。当組合はこれまでも、林産組合長制度を中心に集落単位での説明会などに取り組み、境界管理や集団間伐、皆伐・再造林などの森林整備を推進してきました。これらの経験、実績を活かし地域の林業事業体とも協力しながら、管内の4市から安心して地域森林の経営管理を任していただけるよう、そして所有者の皆さんに喜んでいただけるような林業経営をしたいと考えております。そして、今後、ドローンや森林クラウドを活用したスマート林業など新しい技術にも取り組み、森林資源の集積・集約化を図り、安定的な木材供給に努め、川中・川下の関係者とも良好な関係を築いて林業・木材産業の成長産業化に向け、職員一同研鑽を積んでまいりますので、今後とも宜しくお願いします。

通常総代会が開催されました

開催日	6月9日
場所	小松ドーム集会室
総代総数	250名
本人出席	113名
代理人出席	2名
書面議決	61名
議長	能美市 高 剋浧様

提出議案

- 第1号議案 平成29年度 業務報告等承認の件
第2号議案 平成30年度 事業計画を定める件
第3号議案 平成30年度 役員報酬を定める件
第4号議案 平成30年度 貸付金最高限度及び
債務保証最高限度を定める件
第5号議案 平成30年度 借入金最高限度を定める件
第6号議案 役員退任慰労金支給の件
第7号議案 住所不明の組合員について
第8号議案 平成30年度 余裕金預入先承認の件

臨席者

- 能美市長
石川県南加賀農林総合事務所長
石川県森林組合連合会代表理事専務
石川県南加賀農林総合事務所森林部長
石川県石川農林総合事務所森林部長
小松市産業未来部担当部長兼農林水産課長
加賀市農林水産課長
能美市産業建設部次長兼農政課長



全ての議案について、いずれも原案通り可決・承認を頂きました。
総代の方々には、お忙しい中、ご出席いただき有り難うございました。

会場では功績があつた職員、林産組合長さん、団体への感謝状の贈呈がありました。

表彰者

- | | |
|----------|-------|
| 小松市花坂町 | 花市 和宏 |
| 加賀市熊坂町 | 山崎 吉廣 |
| 能美市坪野町 | 村中 猛 |
| 正蓮寺町林産組合 | 臼岩 秀樹 |
| 河原山町林産組合 | 川崎 清弘 |



加賀市熊坂町
山崎 吉廣 様



正蓮寺町林産組合
臼岩 秀樹 様



河原山町林産組合
川崎 清弘 様



深山と溪流の『山中県民の森』

当組合管内には、地域の振興を目的とした団体が各市にあり、活発に活動をしています。今回は、「山中県民の森地域振興会」の活動を紹介します。

『山中県民の森』は、山中県有林（森林面積808ha）の一角にある管理面積176haの自然をそのまま生かした公園施設です。むかし、上新保村の人々が杉ノ水川沿いで山を切り開き、嘗々と生活していた名残が所々にあり、なにか懐かしい匂いがする土地です。樹齢100年は優に超える「新保の森」や、道端に佇む赤い頭巾を被った「お地蔵さん」、食用として利用したであろう「トチ・クルミの林」等々ほっとする空間がいっぱいあります。



新保の森



お地蔵さん



クルミ林

昭和49年に開園し、当初は石川県林業公社が管理していましたが、平成17年に旧山中の今立町と杉水町の有志が「県民の森振興会」を立ち上げ、以後「指定管理者」として運営しています。また、このことにより地域住民の雇用の場確保にも大いに役立っています。園内には、宿泊用のログハウス・ケビン・バンガロー・キャンプサイトが随所にあり、週末になると県内や福井・富山・関西からの利用者で賑っています。また、夏場には加賀市内の保育所から園児たちが訪れ、川遊び・魚つかみを楽しんでいます。



ケビン



バーベキュー舎



魚つかみ

年間のイベントは10回予定しており、周辺の原生林を探訪するトレッキングツアーや子供用のツリークライミング、親子グランドゴルフ、魚つかみ、しいたけ菌打ち等々、さまざまな年齢層が楽しめる内容となっています。是非一度参加してみてはいかがですか。国道8号線加賀市松山町交差点から県道153号線今立町を経由し、林道立杉線の杉水側にあります。所要時間は前記交差点から約30分程です。



トレッキングツアー



ツリークライミング



しいたけ菌打ち

お問い合わせ：県民の森管理事務所
TEL (0761) 78-3883

組合員の皆様、ご注意下さい

長期間、住所不明の組合員さんについては除名させていただくことになりました。

組合員さんの中で住所変更の手続がなされておらず、総代会の議案書を送付しても戻ってくる場合は、事務員が他の組合員さんに問い合わせたり、事業担当者が元の住所の近所の方に尋ねたりを繰り返し、行方不明の組合員さんを減らす努力をしております。

しかし、破産された方等を含め、長期間にわたり行方がわからない組合員さんがどうしても残ってしまい、配当の計算の際にはそれらの方を含めて計算がなされているのが現状です。

当組合の上部団体である全国森林組合連合会からの指導では、

「長期間行方不明の状態が継続している組合員については、組合の諸活動に支障を来たすこと、また、そのような組合員に対して組合員たる地位を保障する必要性は少ないと等から、除名することが適当ではないかと考えられます。組合員の除名は組合法第37条第2項各号の組合員についてのみ可能となっていますが、これをさらに具体的に定める模範定款例第14条(当組合定款第14条)第1項各号のうち1号の「引き続き5年以上この組合の施設を全く利用しなかったとき」に当たるものとして、行方不明者の除名が行われることが一般的です。」

とあるとおり、長期間行方不明の組合員さんについては除名の手続を取らせていただきたいと思いますが、このような除名の措置はこれまでとられていなかったことから、今回のお知らせをさせていただいて1年間の周知期間を置いた上で、来年度の総代会において除名の決議がなされた場合に限り、除名させていただくこととしたいと考えています。以下が、現在対象とされている組合員さんの集計表です。

住所不明組合員の集計表

平成30年3月31日現在

人数	出資金額	出資予約預り金	合計
335人	4,769,000円	193,919円	4,962,919円

除名は、あくまでやむを得ないばあいに行わせていただく措置ととらえております。

組合員の皆様におかれましては、

次のいずれかに該当する方は必ず各支所へご連絡下さい(用紙をお送りします)。

- ・住所を変更された方 住所変更届
 - ・相続により組合員となる方 相続加入申込書
 - ・譲渡等により出資持分を変更したい方 持分譲渡加入申込書
 - ・山林を譲渡する等組合員でなくなった方で、まだ手続きをしていない方・脱退届

なお組合員の皆様には下記の特典があります。

- ・様々な補助により間伐・枝打ち等の森林整備ができます。
 - ・出資金に対して、配当金が支払われます。(原則として出資金に充当いただいております。)かが森林組合では組合員を募集しております。未加入の森林所有者をご紹介下さい。

組合員とは

森林組合は人々が助け合う「相互扶助」の精神のもと、森林所有者が中心となって出資し、運営、利用する組織です。そのため森林組合に出資した方を組合員と呼んでいます。

出資金とは

出資金は入会金や、会費、寄付金などとは違い、脱退する際には、一定の期間の後、払い戻しいたします。10口5,000円からお引受けしています。

加入の際必要なもの（いつでも加入できます）

- ・加入申込書
 - ・所有森林の証明書

人事について

退任・退職(3月) 3月末に清水代表理事専務が退任され、参与として引き続き組合に貢献いただくことになりました。また花市参事兼総務部長が、本人の都合により退職されました。

採用(4月) 3月まで石川県農林水産部次長の片山健二さんを4月より組合に職員としてお迎えし、役員補欠選挙を経て、専務理事に就任いただきました。

3月まで金沢森林組合の総務部長の土山 誠さんを総務部長の後任として、お迎えしました。

3月に小松工業高校を卒業した市川 朔さんをピカピカの新入社員としてお迎えしました。



片山健二さん



土山 誠さん



市川 朔さん

片山 自己紹介 組合員の皆さん、専務理事の片山健二です。どうぞよろしくお願ひします。生まれは白山市旧鶴来町の坂尻町で、現在は坂尻町の町会長を務めながら、6月までは林産組合長もさせてもらっていた当組合の組合員です。これまで私は38年間、石川県庁で林業の専門職として森林・林業行政を担当し今年3月に定年退職いたしました。そしてこの4月から田中組合長のご厚意によりかが森林組合でお世話になっております。県庁勤めでは、若い時には治山や林道など主に森林土木事業を担当し奥能登や白山麓の現場を駆けめぐり、中堅以降は主に県庁の中で森林行政の企画や政策立案などを担当いたしました。当組合に来てから数か月が経つわけですが、行政側から見ていただけでは分らない新しいことばかりで毎日が充実しております。今後もこれまでの生活の中で得た知識や経験、そして多くの人脈を生かし少しでも組合員の皆さんに喜んでいただけるような組合運営に頑張りますので皆さまにはご指導、ご協力をお願いいたします。いつもは長谷町の本所にありますので、気軽に声をかけて下さい。今後ともよろしくお願ひ致します。

土山 自己紹介 3月に金沢森林組合を退職し、4月よりかが森林組合の総務部長をさせてもらっています。組合の収益の改善を自分の使命としてがんばりますので、よろしくお願ひいたします。

市川 自己紹介 4月から新しくかが森林組合に入社しました市川です。まだ林業の事を全然知らない未熟者ですが、少しでも早く一人前になれるよう努力するので宜しくお願ひします。

異動(4月) 小松支所 石村技師が加賀支所に異動になりました。

異動(7月) 小松支所 上田業務課長が白山支所に、白山支所 北村業務課長が小松支所に異動になりました。

昇任(7月) 境界管理室 青木係長が課長補佐に、八幡主任が係長に、加賀支所 永井主事が主任にそれぞれ昇任しました。

退職(8月) 那谷工場 清水主任が8月末に本人の都合により退職されることになりました。

常勤役員

代表理事組合長 田中 隆平
専務理事 片山 健二

本所

参与 清水 正明
総務部長 土山 誠
業務部長 辻橋 義信
総務課主任 東 奈津子

境界管理室

課長補佐 青木 崇
係長 八幡 一彦

小松支所

支所長 馬場 裕幸
業務課長 森本 修
業務課長 北村 里外史
業務課技師 小川 智己
業務課技師 市川 朔
業務課主任 田中 まさき
総務課主任 中出 まどか

辰口出張所

所長(兼) 辻橋 義信
加賀支所
支所長 辻 智之
業務課長 奥村 一真
業務課技師 石村 峻進
業務課技師 向出 壮
業務課主任 永井 友理
技師 細川 俊彦

白山支所

業務部次長 清水 豊治
支所長 南 謙吾
業務課長 上田 雅樹
業務課技師 松倉 雄太
業務課主任 國見 美智子

那谷工場

工場長 田中 賢作
副工場長 田中 力
加工課係長 大林 英賢
販売課主任 宅本 憲太郎
加工課技師 横江 良太
加工課技師 宮野 健吾
加工課技師 中村 達也

作業員

松下 孝規 (境界管理室)
上田 進 (那谷工場)
西 晓彦 (那谷工場)
村上 守 (那谷工場)
藤井 守 (那谷工場)

臨時事務員

安土 久仁子 (辰口出張所)

■ 総合貸借対照表

平成30年3月31日現在(単位:円)

勘定科目	内訳	小計	合計
資産の部			
流動資産			
1 現金		690,503	
2 預金		41,306,643	
3 受取手形	2,400,000		
貸倒引当金	△14,400	2,385,600	
4 売掛金	23,930,657		
貸倒引当金	△1,006,584	22,924,073	
5 未収金	239,574,315		
貸倒引当金	△1,437,524	238,136,791	
6 棚卸資産		28,644,882	
7 林産勘定		37,542,441	
8 加工勘定		3,415,263	
9 造林勘定		2,473,090	
10 前渡金		713,910	
11 立替金		0	
12 差入保証金		185,190	
13 仮払金		0	
14 雑資産			
①県森連預け金	693,794		
②出資予約	0	693,794	
流動資産合計		379,112,180	
有形固定資産			
1 建物		69,040,922	
2 建物附属設備		6,954,493	
3 構築物		22,332,641	
4 機械装置		17,242,363	
5 車両運搬具		8,897,530	
6 工器具備品		4,200,161	
7 土地		257,618,944	
8 森林			
①所有林	6,565,828		
②分収林	6,110,226	12,676,054	
有形固定資産合計		398,963,108	
無形固定資産			
1 電話加入権		408,240	
2 ソフトウェア		0	
無形固定資産合計		408,240	
外部出資			
1 系統出資金		56,580,000	
2 系統外出資金		32,154,527	
外部出資合計		88,734,527	
その他の固定資産			
1 農林漁業資金貸付			
①造林貸付金	0		
②林道貸付金	677,001		
貸倒引当金	△4,062	672,939	
その他の固定資産合計		672,939	
固定資産合計		488,778,814	
資産合計		867,890,994	

勘定科目	内訳	小計	合計
負債の部			
流動負債			
1 買掛金		8,640,199	
2 短期借入金		50,000,000	
3 未払金		62,277,803	
4 未払法人税等		800,000	
5 前受金		16,248	
6 預り金		48,225,377	
7 仮受金		16,892,748	
流動負債合計			186,852,375
固定負債			
1 長期借入金		87,078,000	
2 農林漁業資金借入		677,001	
3 退職給付引当金		24,603,093	
4 役員退任慰労引当金		4,720,000	
固定負債合計			117,078,094
負債合計			303,930,469
純資産の部			
組合員資本			
1 出資金		278,443,500	
2 利益剰余金			
法定準備金		125,000,000	
任意積立金		119,000,000	
作業道補修積立金		980,674	
修繕積立金		5,000,000	
3 当期未処分剰余金		35,536,351	
当期剰余金		15,940,976	
前期繰越剰余金		15,576,049	
作業道補修積立金取崩額(目的内)		4,019,326	
資本合計			563,960,525
純資産合計			563,960,525
負債・純資産合計			867,890,994

JForest
かが森林組合

ホームページアドレス
<http://www.kaga-forest.or.jp>

本所・小松支所 / 〒923-0181 石川県小松市長谷町3丁目244番地 TEL(0761)46-1341・FAX(0761)46-1177 ㈹ 050-3802-2464
E-mail : komatsu@kaga-forest.or.jp

加賀支所 / 〒922-0831 石川県加賀市幸町2丁目90番地 TEL(0761)72-0592・FAX(0761)72-0342 ㈹ 050-3533-3417
E-mail : kaga@kaga-forest.or.jp

白山支所 / 〒920-2321 石川県白山市吉野ヶ6番地 TEL(076)255-8930・FAX(076)255-8931 ㈹ 050-3385-2045
E-mail : hakusan@kaga-forest.or.jp

辰口出張所 / 〒923-1224 石川県能美市和気町い19番地 TEL(0761)52-0456・FAX(0761)52-0457 ㈹ 050-3333-6201
E-mail : tatukuti@kaga-forest.or.jp

那谷工場 / 〒923-0336 石川県小松市那谷町金1番地 TEL(0761)65-7300・FAX(0761)65-7301 ㈹ 050-3649-7387
E-mail : nata@kaga-forest.or.jp